

弥生小学校の学校適正配置（統合等）

千葉県松波町会対象説明会 報告

1 日時・会場

平成21年2月15日（日）午後1時～3時

松波公民館

2 会次第

（1）開会

（2）教育委員会挨拶 山崎教育総務部企画課長

学校適正配置の趣旨と背景

千葉県では、昭和40年代から50年代にかけての人口急増に伴い、数多くの小中学校が建設された。

その後、小学校の児童数は、昭和56年度に約92,000人をピークに、減少期に入り、今年度は約53,000人となっており、この過程で、多くの小・中学校で小規模校化が進んだ。

今年度現在、小学校については、120校中、45校が12学級未満の小規模校であり、中学校は、稲毛高校附属中学校を除く56校中、29校が小規模校である。

また、その一方では、開発により、大規模校化が急激に進んでいる小・中学校が各区の一部に存在している。

学校適正配置の趣旨は、学校間における教育環境の不均衡や、学校の小規模校化、また大規模校化によって生じる教育上あるいは、学校運営上の諸問題を解消するとともに、子どもたちのよりよい教育環境を整備し、教育の質の充実を図ることにある。

本市では、平成16年度から、第1次学校適正配置に取り組み、平成18年4月に本市初の統合校『花島小学校』を開校した。

この第1次学校適正配置の取り組みの過程で、地域コミュニティとの整合性を図ること、将来を見据えた学校適正配置計画が必要であることなど、いくつか課題も明らかになった。

これらの課題を踏まえ、平成18年度からは、第2次の学校適正配置への取り組みをスタートさせ、平成19年3月に学識経験者や保護者・地元代表者からなる「第2次千葉県学校適正配置検討委員会」から「学校適正配置の基本的な考え方」が答申された。本市では、この答申を踏まえて、平成19年10月に「千葉県学校適正配置実施方針」を策定し、現在同方針に基づき、学校適正配置を推進している。

(3) 職員紹介

千葉市教育委員会教育総務部企画課 山崎課長、加茂主査、伊藤主査補、御園生主査補

(4) 学校適正配置実施方針の概要と弥生小学校の適正配置について

ア 学校適正配置実施方針の概要

- ・「千葉市学校適正配置実施方針概要」説明
- ・小規模校を適正規模にすることで何が良くなるか【資料2ページ】説明
- ・小規模校が分散してある場合（Bパターン）【資料7ページ】説明

イ 弥生小学校の適正配置について

- ・弥生小学校及び周辺の小学校の平成26年度までの児童生徒数等の状況【資料8ページ】説明
- ・今回の提案内容

弥生小学校は「千葉市学校適正配置実施方針」の中で、Bパターン地域の学校として、隣接する学校との統合又は学区の調整により、適正規模化を図ることとしており、隣接する小学校としては（弁天小）・緑町小・轟町小があげられている。

一方、緑町小学校は、耐震等の関係で全面改築されることとなり、現在基本設計を行っており、工事が完了するのは、計画上は、平成25年度の予定である。

そこで教育委員会としては、緑町小学校の改築を機に弥生小学校と統合を行い、緑町小学校の位置に適正な規模の学校を作り、教育環境を整え、新しい校舎の中で、子どもたちを生活させてはどうかと考えている。

弥生小学校の適正規模化を図る方法としては、学区の調整も考えられ、相手校も緑町小学校だけではないが、教育委員会としては、今回の提案が現状では最善の提案であると考えている。「実施方針」にも示しているとおり、適正配置は合意形成を基本として進めており、関係住民・保護者間等と十分協議するなかで、より合理的な提案があれば、それも含めて十分に検討していきたい。

なお、現在の緑町小学校の改築計画は、統合を前提としたものではなく、普通教室数も緑町小学校の児童数の推計を基にしたものとなっているが、もし弥生小学校との統合について合意形成がなされれば、その時点で普通教室数等についての、変更が可能であると考えている。

・通学区域について

通学区域は、基本的には、統合校（緑町小学校の位置）及び緑町中学校となる。

しかし、弥生小学校は学区が横に長いので、統合校の位置である緑町小学校から、通学距離が遠くなる地域が出てくることが想定されるので、地域・保護者の希望があれば、通学距離が近く通学の安全確保が容易な学校を選べるよう、小学校については、轟町小学校又は弁天小学校を、中学校については、轟町中学校又は椿森中学校を選択できるよう柔軟に対応したいと考えている。（ただし、新宿中学校は教室不足の状況が予想されるため、選択できない。）

「実施方針」では、通学区域の設定に当たっては、地域コミュニティとの整合性に配慮することとしているので、通学を希望する学校について、地域としてまとめることができれば、より望ましいと考えている。その場合は、統合校が開校する年度に、該当地域の学区そのものを統合校及び緑町中学校ではなく、地域として希望する学区に変更する。

・統合校の規模

もし、現在弥生小学校に通学している子どもたち全員が、統合校を選択することになったとすると、平成26年度推計で、19学級の規模となることが予想される。

・今後の進め方

12月に弥生小学校の保護者対象の説明会を行い、今回、千葉市松波町会対象説明会を行った。今後、他の自治会でも説明会を行う予定である。その後、必要に応じて説明会を重ねていきたい。

次に、地元や地域の代表者からなる「地元代表協議会」を設置し、合意形成を目指した協議を行いたい。

(5) 質疑応答

Q 1 国で定めた適正規模の基準は12学級～18学級ではないのか。

A 1 国では、統合の際には24学級までが適正であるとしている。また、31学級以上の過大規模校になると補助金がもらえなくなる。本市で定めた適正規模の基準は有識者等を交え設置した諮問機関である「第2次千葉市学校適正配置検討委員会」から出された答申をもとに教育上・学校運営上最適な規模として定めたものである。

Q 2 社員研修の経験上、クラス中の人数は、少なければ少ないほど教育効果があると感じているが、また、学校規模が大きくなると不登校も増えるのではないのか。

A 2 学校教育においては、団体競技や討論会のように多くの人数で行った方が効果のあるものや計算や漢字の習得といった少人数の方が効果のあるものなど様々な教育活動がある。学校をある一定の規模にすることによって、このような様々な規模の学習形態に対応できるようになる。また、学校を適正規模にすることにより、学校当たりの教員数が増えるので、多くの教員の目で子どもたちを観察し指導することができる。不登校については、クラス換えによって環境が変わったり、担任以外の教員がかかわったりすることで解消することもある。

Q 3 今後6年間の推計ではなく、もっと長いスパンで人口動態を見ながら適正配置を進めてはどうか。

A 3 推計は、現在の0歳児が小学校に入学する6年後までのものである。それより先の推計は、まだ生まれていない子どもについて予測をすることになり、場合によっては現実と大きく違ってしまう恐れがある。千葉市内に4割近くの小規模な小学校があることは現実であり、その状況を改善しないで、そのままにしておくわけにはいかないと考える。

Q 4 緑町小学校の改築工事が平成25年度完了する計画であるとのことだが、統合する時期もそのときになるのか。

A 4 仮に、設計段階のうちに合意形成がなされれば、途中で計画変更できるので、統合する時期も改築工事完了と合わせることができる。

Q 5 適正配置というが、適正な学区の見直しも必要なのではないか。

A 5 「実施方針」の趣旨に沿って、今回の統合に伴い、地域コミュニティとの整合性を図るための適正な学区の見直しをすることも考えられる。実際に、地域からの要望に応える形で学区調整を行ったところもある。

Q 6 弥生小は一部耐震工事も完了しているので、弥生小学校を利用する適正配置の案もあるのではないかと。

A 6 確かに「実施方針」では弥生小の適正配置の相手校は、緑町小だけではないので、弥生小を利用する案も考えられるかもしれない。今回の提案は、適正配置事業とは別に、たまたま耐震の関係で緑町小学校の改築計画があるので、その場所に新設統合校を開校し、現在の弥生小に通う子どもたちにも新築する適正な規模の学校の中で教育できるようにしてはどうか、というものである。色々な案は考えられると思うが、教育委員会としては、これが現状で最善の案だと考えている。

弥生小学校はもちろん大事な市の財産である。もし、統合の合意形成がまとまり、跡地となった場合は、地域や子どもたちのためになる使い道について地元の意見を吸い上げ、有効活用をしていきたい。本市初の統合校である花島小学校の跡地である旧花見川第五小学校は、地域の要望を取り入れて有効活用する計画がすでにまとめられている。

Q 7 統合校の開校は年度初めになるのか。それとも年度途中での統合もあるのか。緑町小の改築計画は弥生小との統合を前提にして計画されており、青写真ができているという噂があるが。

A 7 緑町小学校の改築計画は、あくまで現状の緑町小の推計を基にたてられているものであり、弥生小との統合を前提にしていない。もし合意形成が早くまとまれば、設計段階で計画を変更できるので、改築終了後統合校を開校できるが、年度途中に開校することはない。

Q 8 現在弥生小は小規模校の良いところが発揮され、恵まれた環境である。それでも統合が必要なのか。

A 7 小規模であろうが、大規模であろうが、どの学校も保護者や地域に支えられ、校長を中心に最善の教育ができるよう日々努力している。その意味で、弥生小に問題があるとは考えていない。学校適正配置は学校の教育環境をさらに良くしていくための取り組みである。

Q 9 12月に保護者対象の説明会があったが、そのときに提出された質問に対する回答がほしい。

A 9 現在自治会対象の説明会を順次進めているところであるが、それが終了した後、保護者会対象の説明会は再度行いたいと考えている。質問にはその中で回答していきたい。

Q10 適正規模の定義とは何か。教員配置の具体的な例が必要。小規模校の良さがあるとしたら、適正規模校にしたときにその良さが失われることはないのか。

A10 千葉市では法令も踏まえて、12学級以上24学級未満の規模を適正規模と定義している。12学級とは、クラス換えができるようになる規模である。教員は県が給与を払い、県の基準で配置されている。例えば、一般的な基準でいえば、6学級規模の小学校の場合、配置される教員は管理職等を除くと担任6人プラス教務主任1人の合計7人である。これが12学級の適正規模の小学校になると、担任12人プラス教務主任1人の13人の教員が配置される。このことにより、多くの教員の目で子どもたちを観察指導し、得意な面を生かした指導が可能になる。また、子どもたちの数や教員の数が増えることにより、大きな集団での学習活動や小グループでの学習活動など多様な学習形態に対応できる。

他の地域の説明会等で小規模校の良さとしてよく指摘されるのが、小規模校の方が学級当たりの子どもたちの人数が少ないので、教員の目がよく行き届き、きめ細かな指導ができる、というものがある。確かに、小規模校の方が学級当たりの子どもたちの人数が少なくなる可能性がある。しかしこれは可能性の問題であり、現実には弥生小学校の今年度の3年生は35人おり、決して少ないとはいえない。国の学級編制の基準は40人であるが、最大40人という意味であり、41人になれば21人と20人の2クラスに分かれる。千葉県ではさらにこの基準が緩和されており、39人以上になると少人数加配教員が配置される。学校では校長の判断により、この少人数加配教員を担任にして学級を二つに分けるか、学級は一つのままにして担任と少人数加配教員二人で授業（ティーム・ティーチング）をしたり、学級をグループ分けして少人数指導を行ったりして、きめ細かな指導を行っている。

学級当たりの人数が少なくきめ細かな指導ができることが、小規模校の良さの一つであるとすれば、現行の制度の中でも、そのようなことができるようになっていると言える。

ただし、統合するということは大きな変化を伴うということであり、その大きな変化が緩和されるような措置は市としてとっていきたいと考えている。そこで統合に伴い、市として配置できる教員である少人数学習指導教員（非常勤）を加配し、きめ細かな指導ができるようにしていきたいと考えている。

Q11 なくなってしまう学校に入学させるよりも、初めから、例えば緑町小に入学させたいと考える人もいるようだが。

A11 千葉市は学区制をとっているので、統合新設校が開校し、新しい学区割が決まらない限り、そのような要望があっても許可することはない。

(6) 閉会